

令和3年第1回多摩市議会定例会での市議会議員からの意見（概要）

令和3年第1回定例会にて市議会議員から、本条例に関する質問・意見を受けたため、以下のとおり報告する。

(1) 岩崎みなこ議員（ネット・社民の会）

- 子どもの権利条約をベースにした条例なのか。骨子案からは、「まちづくりへの参画条例」の意味合いが強く、懸念している。
- 市長は、この条例で多摩市の子ども・若者がどうなって欲しいのか、何を伝えるために条例を制定するのか。
- 既に自治基本条例でまちづくり参画をうたっているため、あえて本条例に入れる必要はない。子どもの権利という人権意識を育むような条例であるとともに、若者の困窮や孤立についても、若者自身が積極的に支援を受け入れてもらえるような体制づくりの基となる条例になってほしい。

⇒市の答弁

- 本条例の策定目的は、①困難を抱える子ども・若者に対する切れ目ない支援と②子ども・若者のまちづくり参画の機会の保障である。子ども・若者の困難の軽減・解消、また、子ども・若者の主体性の尊重や活躍の応援は、子ども・若者の健やかな成長を育むためのひと続きの取組であると考えている。
- 子どもの権利条約が採択されてから31年が経過する現在も、児童虐待の件数は増加しており、いまだに子どもの権利が十分に守られていない。また、東日本大震災や新型コロナウイルスなどの環境変化により、子ども・若者はさまざまな困難に直面している。そのため、誰一人取り残さない、切れ目ない支援のために市・関係機関・地域による相互協力・相互支援が機能したまちづくりが必要。子どもは守られるだけの存在ではなく、自ら考え行動できる存在。未来を担う子ども・若者の意見をしっかりと尊重し、子ども・若者がチャレンジできる社会を作るべき。市民が1つのチームになって子ども・若者の育成を応援するまちを目指したい。

(2) 岩永ひさか議員（フェアな市政）

- 骨子案の「第5条 市民の役割」では、子ども・若者の権利への「理解を深める」とあるが、「第4条 子ども・若者の権利・役割」では「認識し」とあり、「理解」と「認識」の言葉の使い方に違和感がある。子どもは守られるべき存在であると認識すべきなのは子ども自身ではなくまずは大人である。
- 「期待する姿」は大人が勝手に期待していることであり、子どもは自由でのびやかな権利があることを子どもに認識してもらいたい。

- 日本国憲法や子どもの権利条約の理念を生かして作られているという点ではあえて「子ども・若者の権利・役割」を条文に定めなくて良いのではないかと。

⇒市の答弁

- 地域社会の一員であることは強要されるべきものでないと認識しているが、市として期待が込められた表現となった。
- 今後、表現について「義務」にならないよう注意を図り、表現の一つ一つ突き詰めて考えていく必要がある。
- 議会での意見は検討委員の方々へ情報共有し、検討委員会で出た意見も踏まえ、条例へどのように反映するか検討していく。